

第2回 横浜市栄区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会 議事録	
日 時	令和2年3月24日(火) 午後0時15分から1時20分まで
開 催 場 所	栄区役所新館4階7号会議室
出 席 者	<p>【選定委員会委員】</p> <p>委員長 豊田 宗裕(聖徳大学 社会福祉学科教授)</p> <p>委員 荒井 文夫(「いでたち」副代表)</p> <p>立木 正子(立木会計事務所)</p> <p>細田 利明(栄区連合町内会副会長)</p> <p>吉野 恵子(栄区民生委員児童委員協議会 代表)</p> <p>【事務局】</p> <p>栄区福祉保健課長 林 千賀</p> <p>栄区福祉保健課運営企画係長 野本 智英</p> <p>栄区福祉保健課事業企画担当 藤森 祐次、鈴木 久美子</p>
欠 席 者	無し
開 催 形 態	一部非公開(申請法人によるプレゼンテーション及び質疑応答は、公開)(傍聴者なし)
議 題	<p>1 選定方法の確認</p> <p>(1) 会議の公開・非公開</p> <p>(2) 選定委員会の進め方</p> <p>2 財務状況の確認</p> <p>3 申請法人によるプレゼンテーション及び質疑応答</p> <p>4 選定作業</p>
決 定 事 項	<p>指定管理者の候補者(以下「指定候補者」という。)として、次のとおり、横浜市栄区長に報告することとする。</p> <p>○ 横浜市栄区福祉保健活動拠点の指定候補者 社会福祉法人横浜市栄区社会福祉協議会</p>
議 事	<p>1 選定方法の確認</p> <p>(1) 会議の公開・非公開</p> <p>「横浜市の保有する情報公開に関する条例」に基づき原則公開。ただし、本日の議事の中で「1 選定方法の確認」「2 財務状況の確認」「4 選定作業」を公開することは、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されることが考えられるうえに、非開示情報に該当する事項の審査も行うため、非公開とすることを確認。</p> <p>(2) 選定委員会委員会の進め方</p> <p>・資料2 進行予定表に基づき、面接審査の全体の流れ、質疑応答の流れ、最終審査の流れについて説明。</p>

- ・今回、非公募により1団体のみ申請となっているが、最低制限基準点を超える必要がある（満たない場合は再選定となる）ことを確認。

2 財務状況の確認

（事務局）

- ・本市（健康福祉局）が第三者機関に対して行った財務評価委託の結果を報告。結果について事前に確認、評価・採点していただいた立木委員の意見をもとに各委員が評価をすることを確認。→立木委員より説明

（ ） 資格要件については、「暴力団又は暴力団経営支配法人等ではないこと」に関して、神奈川県警に照会した結果、該当しないとの回答を受けた旨及び市税納付状況等の確認を行った結果、資格要件を満たしている旨を後日委員長へ報告。

3 申請法人によるプレゼンテーション及び面接審査

（1）プレゼンテーション

団体から、団体の概要、事業計画等について説明

（2）主な質疑応答

（委員）ボランティアに関する情報収集、分析について、今どのような分析しているか？現状、団体の活動も高齢化で若い人たちが入ってこない状況があるが、今度どうしていくのか聞きたい。高齢者はホームページから情報を得ないので、載せたらいいと聞かない。

（団体）情報誌は、年4回発行、全戸配布している。ボランティア分科会で、ニーズの分析も行い、意見も伺っている。

（委員）遠い地域の人には、認知度が低いのでは？民生委員の中にも知らない人が多い。

（団体）ケアプラザと連携したり、職員が地域に出向いて行ってはいるが、なかなかコマースができていない。日々、努力するしかない。

（意見交換）

- ・施設の稼働率は、全市平均と比べても悪くないが、使い勝手がどうなのか気になる。利用者の意見を踏まえて、積極的に使ってもらえるといい。
- ・送迎ボランティアの人手不足が深刻。需要はあるが、利用者の要求に応えられない状況。
- ・であいの場を作り上げてほしい。利用促進には、周知が必要。社協と拠点の区分けは難しいが、社協が受けるからには留意してもらいたい。

4 選定作業

プレゼンテーション及び面接審査並びに事務局から前期の指定管理業務の実績に係る報告を受けて評価を行い、各委員の評価結果を集計する。

横浜市栄区福祉保健活動拠点

	申請団体	評価得点/満点
指定候補者	社会福祉法人横浜市栄区社会福祉協議会	865/1100点

(審査講評) 誰もが安心して自分らしくいられることを運営ビジョンとし、住みよい街にするための拠点として着実に実績を重ねてきたことが伺えます。ただし、認知度が決して高いとは言えず、更なる周知が必要と考えます。

指定候補者の得点は、最低制限基準の60%以上であるため、選定委員会として社会福祉法人横浜市栄区社会福祉協議会を指定候補者として選定することを決定する。

資 料

- (1) 次第
- (2) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例
- (3) 進行予定表
- (4) 評価項目及び評価基準、審査基準について
- (5) 財務状況調査結果